

社会保障論評26-004号 (作成日 : 2026年2月6日)

「国民負担率と貧困率」

- 「国民負担率」は、租税負担率と社会保障負担率の合計であるが、2025年度の見通しは、約46.2%である。国際比較で見ると、英国と同程度で、フランス・スウェーデン・ドイツよりは低い。日本より低い米国は、公的医療制度を有しておらず、参考にはならない。
- 財務省は、日本の租税負担率は相対的には低いとして、少子高齢化が進む中、将来的には租税負担率の引き上げ、すなわち消費税率の引き上げが必要である、と随所で主張しているように思える。だが、この主張に対しては、生存権保障の観点から強い違和感がある。
- 相対的貧困率を見ると、日本は15.4%で、OECD平均（約11～12%）より高いとされている。何よりも問題なのは、「再分配（税金・社会保障による所得調整）による貧困削減」が弱いどころか、貧困が再分配後の方が高いという逆転現象まで生じている点である。
- その原因としては、欧州の付加価値税における食料品ゼロ・低税率と異なり、日本の消費税では食料品課税8%も標準税率10%に近いことがあげられる。生存に不可欠な食料品への高率課税は、低所得者を直撃している。もう一つは、日本の社会保障の考え方である。
- 社会保障には、ベバレッジ型とビスマルク型の二つの類型がある。ベバレッジ型は、資本主義発祥の地である英国において、産業構造の変化によって生じる貧困の救済や抑制の観点から、全ての国民に対して、最低生活の保障（ナショナル・ミニマム）を目的とする。
- 一方、ビスマルク型は、資本主義に遅れたドイツにおいて、宰相ビスマルクが「アメとムチ」のアメ政策として導入し、労働者の勤勉を促すように仕組まれたものである。保険原理に基づいて、所得に応じた保険料を労使に課して所得に応じた給付を行うものである。
- 開国したばかりの日本が参考にしたのは、当然にビスマルク型であった。その流れは戦前を貫き、生活保護制度においても、旧生活保護法では不良な者には給付しない、としていた。日本国憲法により「生存権」が保障され、現行生活保護法には、こんな規定はない。
- しかし、ビスマルク型の背景にある「働く者、食うべからず」という考え方は、日本国民に染みついており、生活保護は、しばしば激しいバッシングを受けている。「恥はさらせない」という意識は、武士道などの日本古来の考え方とも結び着いていると思える。
- 日本は、「ビスマルク型（労働者の保険料）」が現役世代の減少で行き詰ったために、消費税という「ベバレッジ型（全額公費）」の財源を投入し始めたわけであるが、ベバレッジ型の根本である「生存権保障」を無視して、食料品にも高率の消費税を課している。
- このような「仏作って、魂入れず」のツギハギ制度が、うまく機能する筈はない。消費税の全体減額や廃止の意見が絶えないのには、そんな「理念の欠如」に対する反感がある。それを「ポピュリズム」だと声高に批判する政治家は、まるで分かっていないのである。
- そんな連中が主張する「給付付き税額控除」の背景にも「働く者、食うべからず」の考え方方がちらつく。日本国憲法の理念、先進国での「生存権」の尊重、日本が敗戦と復興からの過程で学んできた、学ぶべきであった教訓は、国民に理解されているか。（以上）